

資料2-1 規約

みなみ野三丁目町会防災会 規約

(名称)

第1条 この会は、みなみ野三丁目町会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、会長宅（みなみ野三丁目3-9-3）に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第5条 本会は、みなみ野三丁目町会にある世帯をもって構成する。

(会員の責務)

第6条 会員は、本会の事業目的を達成するため、本会の諸活動に積極的に参加するとともに、役員 の指揮及び指導に従って行動するものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 幹事 1～3名
- (4) 会計 1名（町会との兼務）
- (5) 監査役 1～2名（町会との兼務）

2 役員は、会員の互選による。

3 役員 の任期は、町会と同じく2年とし、改選時期も町会と同じにする。
ただし、再任を妨げない。

(役員 の責務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
また、会務の運営に当たる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、町会総会と同時に毎年1回は開催する。

資料 2 - 1 規約

ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事項
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第 1 1 条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、監査役をもって構成する。

- 2 役員会は次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事項
 - (2) 総会により委任された事項
 - (3) その他役員会が必要と認めた事項

(防災計画)

第 1 2 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、救出救護並びに避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要な事項

(経費)

第 1 3 条 本会の運営に要する経費は、町会費、その他の収入をもってこれに充てる。
よって、町会の安全部で予算化し遂行する。

附 則

この規約は、平成 2 9 年 2 月 2 8 日から実施する。